

令和2年度 兵庫県共同募金会事業方針

令和2年度は、「ひょうご共同募金運動推進 2020年計画 2016-2020」の最終年度となります。5年間の活動の集大成に向け、全県で協働推進目標を実現できるよう具体的アクションの実行を進めるとともに、この理念を継承した実行計画の策定を進めます。

令和元年度は「配分」、「広報」、「募金」、「組織」の各要素において本計画の基本方針に基づき運動を進めました。特に大きな動きとして赤い羽根の代わりとなる「赤い羽根シール」を全国に先駆けて製作し、募金活動及び広報啓発活動に積極的に活用を図りました。

今後は、赤い羽根共同募金のブランドを生かした広報啓発をさらに進め、住民・企業、関係団体の厚い信頼を得て募金・配分活動をさらに広げるとともに、組織面のさらなる強化を図ります。

共同募金は、募金活動や地域福祉活動に参加することにより、平時からの地域の人と人とのつながり、支え合い・助け合いを強める役割を担っています。今後も「じぶんの町をよくするしくみ」としての機能が十分に果たせるような募金目標の設定と配分の実施を進めます。

また、近年は全国で自然災害が多発しており、共同募金で積み立てている災害等準備金が災害ボランティアセンターの運営に大きく役立てられています。令和元年度は台風15号、19号災害の発生により甚大な被害があり、本県からも災害等準備金による県外拠出を行いました。こうした災害時拠出支援について広く周知を行い、共同募金の役割を十分に知っていただくことが、ボランティア活動や募金活動への関心を高めることとなります。

市区町共同募金委員会においては、社会福祉協議会と連携・協働し、共同募金運動の活性化を通じ、プロセスを重視した住民主体の地域づくりを推進することが期待されます。

また、社会福祉協議会においては、行政の地域福祉計画と連携して、地域福祉推進計画に地域福祉と共同募金との関係を反映することが求められています。

兵庫県共同募金会では、地域の多くの関係団体、関係者に協力を得た共同募金委員会の運営をめざし、次頁の「市区町共同募金委員会とともに取り組む協働推進事項」により、地域で主体的な募金運動が進むよう事業を展開します。

市区町共同募金委員会とともに取り組む協働推進事項

住民参画による共同募金運動を通じて、地域福祉の充実を実現するために、兵庫県共同募金会は市区町共同募金委員会とともに次の協働推進事項を掲げて事業に取り組みます。

1. 「ひょうご共同募金運動推進 2020 年計画」に基づく運動の推進

「ひょうご共同募金運動推進 2020 年計画 2016～2020」の最終年度となることに伴い、赤い羽根ひょうごスローガン「助け合い 広がる つながる 赤い羽根」に対応した「配分・広報・募金・組織」の各推進目標が達成できるよう、重点アクションの実行を進めます。

また、この計画の理念を継承し、さらなるアクションの推進のため、「ひょうご共同募金運動推進 2025 年計画(仮称)」を策定します。

「ひょうご共同募金運動推進 2020 年計画」協働推進目標

協働推進目標 1 (配分)

地域で必要とされている福祉活動を明らかにしたうえで配分を計画し、住民からの共感や理解を得られる配分を通じた“助け合い”の仕組みをつくります。

協働推進目標 2 (広報)

子どもから大人までの全ての住民に対して福祉の大切さを伝え、支え合いの気持ちが芽生え“広がる”社会をめざします。

協働推進目標 3 (募金)

地域の福祉活動を応援したい人たちや、地域の福祉活動を支えている様々な人たちと“つながる”よう、多くの住民の参画を得て進める募金運動をめざします。

協働推進目標 4 (組織)

組織の信頼性や透明性をさらに高めることで、幅広い地域住民が参画し、地域の助け合いの輪を広げる、地域福祉を進めるための“赤い羽根”共同募金運動を進めます。

2. 配分を通じた助け合いの仕組みづくり

今日的な福祉ニーズに対応した配分になるよう、配分内容の点検や見直しを進めるとともに、配分にあたって地域に開かれた仕組みづくりを進めます。

(1) 配分内容の改善

社協に対し、地域福祉推進計画における共同募金で対応すべき福祉ニーズの設定や今日的な福祉ニーズに対応した事業充当計画の策定を働きかけます。ま

た、配分計画や目標額等について、市区町共同募金委員会の役員等による協議の活性化を図ります。

(2) 配分の透明性の向上

共同募金が公正に配分されていることを寄付者に示すことができるよう、配分要綱を制定し、申請から決定、完了報告までの一連の手続きを適正に進めます。また、従来から関係のある団体だけでなく、広く地域福祉を進めるための財源として、公募配分等、配分先の募集や配分内容の工夫に努めます。

3. 広報・募金活動の積極的推進

市区町共同募金委員会の広報・募金活動が積極的に進められるよう広報や募金方法に関する情報提供や活動支援を行い、募金拡大期間中（1～3月）も含めた全期間中の広報・募金活動の取り組みを進めます。

(1) 広報活動の強化

- ① 募金資材として、あかはねちゃんとコラボした「赤い羽根シール」を積極的に活用し、戸別、街頭、学校、職域、イベント等における募金活動において、共同募金運動のシンボルである「赤い羽根」がさらに浸透するよう広報啓発を進めます。
- ② 幅広い世代へ向けての広報活動を展開することにより、生活・福祉課題への理解と支援活動への共感を得て募金に結びつくよう、オリジナルポスターを活用するなど、さまざまな手段を用いて広報を強化します。
- ③ 自治会役員に新しく加わったメンバーや大学生など新たな世代への広報を強化し、募金運動への参画を広げます。
- ④ 次世代を担う子どもたち、子育て世代への福祉学習の機会として、配分事業の紹介や募金活動への参加を進め、ともに理解を深めます。「あかはねちゃんサポーター」の取り組みとして協力の輪を広げます。
- ⑤ 幅広い県民の関心が寄せられるプロスポーツ団体との協働事業を進め、「ひょうご赤い羽根サポーター」への参加を拡げ、共同募金のさらなる周知を図ります。
- ⑥ 広域配分として受配団体・福祉施設・社会福祉協議会が実施する配分事業を通じた広報強化を年間を通して重点的に進めるとともに、災害時における準備金等の活用に関する広報啓発にも努めます。

(2) 多彩な募金活動の展開

- ① テーマ型募金や用途選択募金といった多様な募金方法の実施に向けた取り組みを進め、募金拡大期間も含めた10月から半年間の募金促進につなげます。

- ② 法人・職域募金の取り組みが増えるよう、企業、関係団体等への訪問依頼を積極的に行います。また、募金百貨店プロジェクト（寄付つき商品の販売による共同募金への協力）や募金付き自動販売機設置に向けた情報提供と支援を行います。
- ③ 募金拡大期間においては、10～12月の寄付者へのお礼や配分先の活動成果の紹介などを丁寧に行い、配分事業の情報提供や感謝を伝えるイベント、キャンペーンなどを実施します。

4. 市区町共同募金委員会組織の強化

市区町共同募金委員会における募金活動の活性化のため、事務局を含む組織の運営と募金運動の強化支援を進めます。

（1）共同募金運動強化推進モデル地区事業の実施

共同募金運動の強化推進に向けて、県内で先駆的・開拓的な取り組みを行う市区町共同募金委員会をモデル地区として指定し、活動の支援を行い、その成果を県内で共有し普及促進を図ります。

（2）新会計システム導入の推進

市区町共同募金委員会の会計事務について、社会福祉法人新会計への移行とそれに伴うパソコンソフトの導入を進め、事務の効率化とシステムの統一化を図ります。令和2年度末までに全50市区町共同募金委員会への導入をめざします。

5. 災害被災者及び災害ボランティア団体・NPO団体等への支援

国内で発生する自然災害時の被災者及び災害ボランティア団体、NPOに対し、中央共同募金会・都道府県共同募金会と連携し、資金支援を行います。

（1）災害義援金、災害支援金の実施

被災者支援のための災害義援金及びボランティア支援資金を募り、中央共同募金会、各都道府県共同募金会と連携して被災者等を支援します。

（2）災害等準備金の運用

災害等準備金の運用を行い、必要に応じ、中央共同募金会・各都道府県共同募金会と連携しながら、災害支援資金の拠出を行い、災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動等の支援を行います。

（3）緊急配分資金による災害見舞金と災害ボランティア団体への支援

県内の災害発生時に緊急配分資金による見舞金や災害ボランティア団体に対する支援金を交付します。

6. 社会福祉協議会・関係団体等との連携

市区町社会福祉協議会、兵庫県社会福祉協議会や各地域の関係団体と連携を図り、地域福祉推進計画に沿った地域福祉の推進をめざし、共同募金運動を展開します。

(1) 地域福祉推進計画との連携

「ひょうご共同募金運動推進 2020 年計画」に基づき、市区町社会福祉協議会の地域福祉推進計画と連携しつつ、今日的な生活・福祉課題に対応した配分計画を策定し、運動性・当事者性を持った事業の実施を行います。

(2) 社会福祉協議会と連携した広報啓発

市区町社会福祉協議会、兵庫県社会福祉協議会との連携により、誰もが安心・安全を実感できる地域社会づくりに向けて、草の根の福祉活動を支える共同募金運動を進め、広報啓発を図ります。

(3) 地域団体との関係強化

- ① 自治会・町内会、民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会、婦人会等各種団体とのさらなる連携を強化し、戸別募金をはじめとした募金活動の活性化を図ります。
- ② 法人・職域・学校募金の実施においては、商工会議所、商工会や協同組合などの経済団体、教育機関との関係性を深めます。

令和２年度 事業実施計画

1. 共同募金運動の積極的展開

(1) 「ひょうご共同募金運動推進２０２０年計画」の普及と推進

「ひょうご共同募金運動推進２０２０年計画」に基づき中期的な視野に立った基本方針に沿って、課題解決に向けた取組みを推進します。

また、同計画が最終年度となることに伴い、さらなるアクションの推進のため、「ひょうご共同募金運動推進 2025 年計画（仮称）」を策定します。

さらに、地域福祉財源の十分な確保ができるよう、地域の特性に応じた多様な募金方法により多くの協力者の参加促進を図ります。

- ① 共同募金運動強化推進モデル地区事業（年間）
- ② 共同募金委員会現況調査（１～２月）
- ③ 共同募金運動強化推進の事例収集・共有（年間）
- ④ 2025 年計画(仮称)（重点アクションプラン）の検討、策定（２回）**新規**

(2) 共同募金運動の推進

地域福祉財源の十分な確保ができるよう、地域の特性に応じた多様な募金方法により多くの協力者の参加促進を図ります。

- ① 受配の広報・要望受付（４～６月）
- ② 兵庫県社会福祉協議会意見書の受理・配分計画の立案（５～７月）
- ③ 募金部会による募金目標額・運動実施要綱の検討（７月）
- ④ 共同募金運動の実施・集計（１０～３月）
- ⑤ 募金の終了及び配分先、配分金額の決定（３月）
- ⑥ 令和元年度募金の完了報告（６月）
- ⑦ 配分事業の完了確認（８月）

2. 配分金の有効活用と監査の実施

(1) 配分の実施

配分委員会において、共同募金の配分について審査及び協議を行うとともに、受配団体の共同募金配分金の適正な活用を進めます。

また、広域配分においては、一部公募方式による配分を実施し、透明性を確保した配分を進めます。

さらに、寄付者の信託に添うため、受配団体・受配施設の募金の活用状況や経理処理等について監査部会による監査を実施します。

- ① 配分委員会（６月・７月・８月・１１月・１２月・３月）

- ② 当年度募金の実績に基づく配分の決定 (3月)
- ③ 施設臨時費配分
前年度募金の配分・完了報告／当年度募金の要望受付・審査 (年間)
- ④ 地区福祉事業費
前年度募金の配分・完了報告／当年度募金の要望受付・審査 (年間)
- ⑤ 社会福祉関係団体(県社協・神戸市社協)事業費
前年度募金の配分・完了報告／当年度募金の要望受付・審査 (年間)
- ⑥ 公募による社会福祉関係団体・ボランティア団体・NPO支援事業
前年度募金の配分・完了報告／当年度募金の要望受付・審査 (4～9月)

(2) 監査の実施

寄付者の信託に添うため、受配団体・受配施設の募金の活用状況や経理処理等について監査部会による監査を実施します。

- ① 監査部会による受配施設・団体・社協監査 (10～2月)

3. 広報・啓発活動の積極的推進

(1) 広報啓発活動の協議、関係機関・団体との連携

マスコミ、行政、企業、受配団体等を通じて広報・啓発に取り組むことにより、住民・企業等への情報提供と募金活動への参加協力を積極的に呼びかけます。また、幅広い世代に向けた情報発信を行います。

- ① 広報部会 (7月・1月)
- ② マスコミ、関係機関、受配団体等への広報・啓発の依頼 (年間)
- ③ キックオフイベント (10月)
- ④ 受配先団体による配分事業を通じたの広報強化 (年間)
- ⑤ 県内スポーツ団体との協働による「ひょうご赤い羽根サポーター」活動の推進 (年間) **拡充**
- ⑥ 「あかはねちゃんサポーター」の募集 (年間)

(2) 共同募金のスローガン、ロゴマーク、マスコット等の普及と活用

- ① 「赤い羽根ひょうごスローガン」の活用 (年間)
- ② 共同募金ロゴマーク、キャッチフレーズの活用 (年間)
- ③ マスコット「あかはねちゃん」によるPR活動 (年間)
- ④ 近畿統一記念バッジ募集・審査・決定 (4～6月)



中央共同募金会ロゴマーク



兵庫県共同募金会マスコット

「あかはねちゃん」

(3) 多様な媒体による広報の実施

さらに、共同募金運動への理解を広げるため、広報・啓発資材を作成・活用を図り、広報誌の他、ホームページやSNS、「赤い羽根データベース『はねっと』」等により、募金活動や配分事業に関する情報を提供します。

- ① 広報・募金資材の作成と活用 (7～3月)
- ② オリジナルポスターの作成と活用 (4～3月)
- ③ 「共同募金 News」の発行 (2回)
- ④ 「赤い羽根データベース『はねっと』」の運用 (年間)
- ⑤ ホームページ、SNSの運営 (年間)
- ⑥ 新聞広告・テレビ・ラジオスポットの活用 (10～3月)

4. 募金の強化に向けた取組みの積極的展開

(1) 多様な募金活動の実施

募金の強化に向けて、様々な方法による募金活動を実施します。

- ① 法人・職域募金の推進 (年間) **拡充**
- ② 募金百貨店プロジェクトの推進 (年間)
- ③ 園児・小中高生等への福祉学習活動の推進 (年間)
- ④ 募金付自動販売機の設置促進 (年間)
- ⑤ インターネット募金の普及、活用 (年間)
- ⑥ 新たな募金手法の研究(遺贈、クレジットカード等) (年間)
- ⑦ 募金拡大期間におけるテーマ型募金の実施 (1～3月)

(2) 寄付に対するお礼と顕彰事業の実施

寄付者に対するお礼を伝える活動を実施するとともに、共同募金運動に貢献

があった個人・団体等へ感謝の意を表するため、各種顕彰を行います。

- ① 寄付に対するお礼の実施 (随時)
- ② 顕彰審査委員会 (7月)
- ③ 県共募会長感謝・表彰 (随時)
- ④ 共同募金功労者・団体への表彰・感謝の推薦(県知事、中央共募会長、厚生労働大臣) (随時)
- ⑤ 高額寄付者への感謝・褒章の推薦(中央共募会長、厚生労働大臣、紺綬褒章) (随時)

5. 市区町共同募金委員会の支援と県共同募金会の運営

(1) 市区町共同募金委員会の支援

市区町共同募金委員会の組織強化を図るための支援を行います。

- ① 市区町共同募金委員会事務局長会議 (8月・2月)
- ② 市区町共同募金委員会担当国会議 (6月・2月)
- ③ 市区町共同募金委員会新任担当者研修 (6月)
- ④ 市区町共同募金委員会新会計基準移行と会計システム導入・活用支援
(年間)
- ⑤ 市区町共同募金委員会活動費の交付 (6月・8月)
- ⑥ 共同募金貨紙幣運送保険の加入 (9月)

(2) 理事会・評議員会・監事監査等の開催

組織運営のため、理事会・評議員会・監事会等を開催します。

- ① 理事会 (6月・8月・3月)
- ② 定時評議員会 (6月)
- ③ 評議員会 (8月・3月)
- ④ 正副会長会議 (随時)
- ⑤ 監事監査 (5月)
- ⑥ 定期事業監査 (随時)
- ⑦ 評議員選任・解任委員会 (随時)

6. 緊急災害に対する支援

「災害支援制度運営要綱」に基づき、国内の大規模な自然災害発生時の活動資金支援として準備金を積み立て、災害が発生した際に支援を行います。

また、国内災害について義援金募集があった場合は、全国の都道府県共同募金会とともに広報周知を図り、募金の受入れを行います。

さらに、「緊急配分資金運用規程」に基づき、災害発生時に被災者に対する見舞金を交付するとともに、支援を行う団体に対する支援金を交付します。

- ① 準備金 積立及び支援 (随時)
- ② 災害義援金 募集及び受付 (随時)
- ③ 被災地支援団体に対する支援継続 (年間)
- ④ 緊急配分資金 見舞金及び支援金の交付 (随時)

7. 歳末たすけあい運動の展開

地域歳末たすけあい運動について、地域福祉の推進を目的として市区町共同募金委員会が中心となり募金運動を進めます。配分については、地域の福祉ニーズを持つ方々を支援する活動や事業を中心に配分するよう市区町社会福祉協議会と調整を行います。

また、NHK歳末たすけあい運動を展開し、社会的な援助を必要とする方々を支援している団体の事業費や、障害福祉サービス事業所等の備品整備費等に配分します。

- ① 地域歳末たすけあい運動 要望受付・審査・配分 (12～3月)
- ② NHK歳末たすけあい運動 要望受付・審査・配分 (11～3月)
- ③ NHK歳末たすけあい 配分式の開催 (12月)

8. 特定・指定寄付金の取り扱い

特定・指定寄付金制度に関して、寄付者等からの相談を受け付け、寄付金にかかる税制上の優遇措置の取り扱いについて適正な運営を図ります。

- ① 特定・指定寄付金審査委員会 (随時)
- ② 特定・指定寄付金に関する相談対応 (随時)

9. 各種助成金の推薦業務

他の助成団体の助成金について要望のとりまとめを行い、推薦を行います。

- ① 公益信託 前田清栄老人福祉基金の申請受付・推薦業務 (7～9月)
- ② 神戸ヤクルト販売株式会社寄付金の配分調整・交付業務 (12～3月)
- ③ その他助成金、寄付金の配分調整・推薦業務 (随時)
- ④ 他財団による補助金、助成金の情報提供 (随時)